

1. 議事日程（令和2年第1回北広島町議会定例会）

令和2年3月4日
午前10時開会
於 議 場

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | | 会期の決定について |
| 日程第3 | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 報告第1号 | 専決処分の報告について（救急出動中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて） |
| 日程第5 | 議案第1号 | 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 |
| 日程第6 | 議案第2号 | 北広島町保育士等育成奨学金貸付条例 |
| 日程第7 | 議案第3号 | 北広島町森林環境譲与税基金条例 |
| 日程第8 | 議案第4号 | 北広島町課設置条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第5号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第6号 | 北広島町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第7号 | 北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第8号 | 芸北ホリスティックセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第9号 | 北広島町豊平診療所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 議案第10号 | 北広島町企業立地奨励条例の一部を改正する条例 |
| 日程第15 | 議案第11号 | 大朝農村高齢者活性化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第16 | 議案第12号 | 小倉山公園花ショウブ園設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第17 | 議案第13号 | 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 |
| 日程第18 | 議案第14号 | 北広島町教職員住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第19 | 議案第15号 | 北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第20 | 議案第16号 | 千代田歴史民俗資料館等設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第21 | 議案第17号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第22 | 議案第18号 | 令和元年度北広島町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第23 | 議案第19号 | 令和元年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第24 | 議案第20号 | 令和元年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第25 | 議案第21号 | 令和元年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第26 | 議案第22号 | 令和元年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第27 | 議案第23号 | 令和元年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第28 | 議案第24号 | 令和元年度北広島町診療所特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第29 | 議案第25号 | 令和元年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第30 | 議案第26号 | 令和元年度北広島町水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第31 | | 施政方針 |

- 日程第32 議案第27号 令和2年度北広島町一般会計予算
 日程第33 議案第28号 令和2年度北広島町国民健康保険特別会計予算
 日程第34 議案第29号 令和2年度北広島町下水道事業特別会計予算
 日程第35 議案第30号 令和2年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算
 日程第36 議案第31号 令和2年度北広島町介護保険特別会計予算
 日程第37 議案第32号 令和2年度北広島町電気事業特別会計予算
 日程第38 議案第33号 令和2年度北広島町芸北財産区特別会計予算
 日程第39 議案第34号 令和2年度北広島町診療所特別会計予算
 日程第40 議案第35号 令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算
 日程第41 議案第36号 令和2年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第42 議案第37号 令和2年度北広島町水道事業会計予算
 日程第43 発議第1号 予算審査特別委員会の設置について
 日程第44 同意第1号 北広島町教育委員会委員の任命の同意について
 日程第45 同意第2号 監査委員の選任の同意について
 日程第46 同意第3号 北広島町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
 日程第47 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 濱田芳晴	2番 美濃孝二	3番 真倉和之
4番 湊俊文	5番 敷本弘美	6番 森脇誠悟
8番 山形しのぶ	9番 亀岡純一	10番 梅尾泰文
12番 服部泰征	13番 伊藤淳	14番 中田節雄
15番 大林正行	16番 宮本裕之	

3. 欠席議員は次のとおりである。

11番 室坂光治

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 中原健	教育長 池田庄策
芸北支所長 清見宣正	大朝支所長 竹下秀樹	豊平支所長 益田智幸
危機管理課長 野上正宏	総務課長 畑田正法	財政課長 植田優香
企画課長 砂田寿紀	税務課長 矢部芳彦	福祉課長 細川敏樹
保健課長 福田さちえ	農林課長 落合幸治	商工観光課長 沼田真路
建設課長 川手秀則	町民課長 迫井一深	上下水道課長 中川克也
消防長 石井雅宏	学校教育課長 石坪隆雄	生涯学習課長 西村豊
会計管理者 畑田朱美	国土調査事務所長 中川俊彦	

5. 職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長 坂本 伸次 議会事務局 田辺 五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） おはようございます。昨年末に中国で発生した新型コロナウイルスによる肺炎は、短期間のうちに世界中へ拡散し、日本各地でもさらなる感染拡大が懸念されております。広島県では、感染確認されていませんが、経済活動や教育などへの影響が非常に心配される所です。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和2年第1回北広島町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮本裕之） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、森脇議員、8番、山形議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（宮本裕之） 日程第2、会期の決定について議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月25日までの22日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。従って、本定例会の会期は、本日から3月25日までの22日間に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（宮本裕之） 日程第3、諸般の報告をいたします。議長報告は配付しておりますとおりますが、その中から若干申し添えます。1月23日、第37回全国都市緑化ひろしまフェア実行

委員会第3回総会が広島市文化交流会館で開催されました。ひろしまはなのわ2020という愛称で、メイン会場を旧広島市民球場跡地として、県内各地で花の祭典が行われます。本町においても、八幡湿原や大花田植など周遊マップで紹介されております。2月17日、令和2年第1回芸北広域環境施設組合議会定例会が開催されました。その議会終了後に副管理者であります浜田一義安芸高田市長が今年度3月の任期をもっての退任を表明され、大変お世話になりましたとのご挨拶がありました。次に、本定例会までに受理した請願・陳情は、別紙請願・陳情受付簿のとおり、会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に付託をいたします。次に、地方自治法第199条第9項の規定により、定例監査の結果報告書及び地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されております。お手元に配付したとおりです。朗読は省略いたします。以上で、諸般の報告を終わります。次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） おはようございます。それでは行政報告をさせていただきます。まず、企画課の関係、4ページをお願いします。人材育成事業、きたひろ学び塾Withを開催しております。楽しく学ぶみんなの防災ということで、12月に地域リーダーの育成ということで、12月と2月に講座を開催しております。また、親子で過ごす時間創造プログラムということで2月に開催しております。これも来年度に向けて、また充実をさせていこうと考えているところであります。6ページをお願いします。定住促進の取り組み、空き家情報バンクの関係であります。令和元年度の実績として、これは2月7日現在でありますけども、24件成約を見ているところであります。12ページをお願いします。保健課の関係でございます。元気づくり推進事業として、にこやか集会所コース、元気リーダーコース、合わせまして60会場で、延べ参加人数が約2万5000人ということで開催しております。これも多くの皆さんに参加をさせていただきたいと思っております。次に、農林課の関係です。16ページをお願いします。令和元年度中山間地域等直接支払事業の実施状況ということで書かせていただいております。協定数は、全町で156件、対象面積が約2800ha、交付金額が約3億5000万円ということであります。その下に多面的機能の支払事業の報告も載せております。組織数は60組織、協定面積が2000ha、交付金額が約1億5000万円ということで、合わせて5億円の交付金を支払いをさせていただいておるという状況であります。商工観光課の関係であります。19ページをお願いします。北広島町農山村体験推進事業として、山海島体験活動、修学旅行、海外からの教育旅行、合わせて39団体、1645人の児童生徒の皆さんに本町に来ていただいております。本町で宿泊し、体験活動を行っていただいております。建設課の関係であります。23ページに災害関係の進捗状況を載せております。29年の発生災害ですが、2月19日現在で、まだ検査が済んでないところが若干ありますが、これは3月末までに終了する予定でございます。平成30年の災害、令和元年の災害、これらも取り組みを進めているところであります。上下水道課の関係、25ページであります。水道事業の関係であります。広島県水道広域連携協議会を設置し、協議をしてきたところであります。広域連携の推進に向けた基本的な枠組みや具体的な取り組みについての方針を作成し、公表されたというところでございます。これにつきましては、それに基づいて、令和2年度、来年度中に結論を出していこうということで進んでいるところであります。私からは以上であります。教育委員会関係につきましては、教育長のほうから報告させていただきます。

○議長（宮本裕之） 教育長。

- 教育長（池田庄策） それでは、教育行政の報告を申し上げます。26ページをお開きください。まず、学校教育課でございますが、報告の記載にはございませんが、町内の公立小中学校は3月2日から休業としております。次に、令和2年1月22日、全日本交通安全協会及び警察庁共催の第60回全国交通安全国民中央大会で、交通安全優良校として芸北小学校が受賞しております。次のページをお願いいたします。生涯学習でございますが、1月12日、千代田開発センターにおきまして、令和2年北広島町成人式を行い、新成人が136名参加をしております。下の地域づくりセンター事業につきましては、記載のとおりでございます。開いていただいて、30ページをお願いいたします。スポーツ振興事業でございますが、12月8日、豊平運動公園におきまして、スポーツフェスタ町民ソフトバレーボール大会を開催し、町内48チーム、258名の参加がございました。東京オリンピックホストタウン事業でございますが、白砂匠庸選手が、大朝小学校及び豊平中学校でゲストティーチャーとして授業を行っていただいております。教育行政は以上でございます。
- 議長（宮本裕之） 以上で、町長及び教育長の行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について

- 議長（宮本裕之） 日程第4、報告第1号、専決処分の報告について、報告を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、報告第1号につきまして概要を説明します。議案集の1ページをお願いします。報告第1号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。詳細につきましては、担当から説明いたします。
- 議長（宮本裕之） 消防長。
- 消防長（石井雅宏） 報告第1号、専決処分の報告について、消防本部からご説明申し上げます。議案集2ページをお願いいたします。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分第16号のとおり、救急出動中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和元年12月18日専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。内容についてご説明いたします。1、和解及び損害賠償の相手方の住所及び氏名は、記載のとおりです。2、事故の概要、令和元年10月24日午後6時34分ごろ、主要地方道千代田八千代線川西合同会館付近で救急自動車の方向転換をしていたところ、壬生方面から惣森方面へ走行してきた相手方車両と衝突したものでございます。3、和解内容、本件事故について、過失割合を町20、相手方80とし、町は、下記4の額を賠償する。なお、町及び相手方は、今後一切、本件請求原因事項に関して何ら債権債務を有しないことを確認する。4、損害賠償の額町が相手方に支払う額は2万5800円でございます。以上、報告を終わります。
- 議長（宮本裕之） これより質疑を行います。質疑はありますか。10番、梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 10番、梅尾でございます。この件については、救急自動車の方向転換ということで、言うてみれば、救急自動車としての任務中というか勤務中、勤務中は勤務中ではありますが、執務を行っているときに起こったのか、いや、それが終了した後に通常の車両とし

て動いているときに起こった事故であって、過失割合が2対8となっておりますけども、そこら辺の状況、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

○議長（宮本裕之） 消防長。

○消防長（石井雅宏） これは救急出動中の事故でありまして、急病の傷病者の現場に行きまして、傷病者を収容後、医療機関へ搬送するために救急車の方向転換、医療機関の場所が停車していた場所の逆方向でありますので、その方向転換中の事故です。以上です。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） そういうことになりますと、患者さんが車内に収容されているという状況であったというふうにお聞きをしましたんで、そうすると、事故処理をするときに、警察が駆けつけてくるまでに時間もかかっているだろうし、搬送しなくてはならないという任務があるわけではありますが、それが滞りなくスムーズにいった後の示談等の処置が行われたのか。いやいや、そこでしばらく立ち往生しとったんですよということなのか、そこら辺はいかがですか。

○議長（宮本裕之） 消防長。

○消防長（石井雅宏） 事故発生後、救急隊長が救急救命士でして、まず、傷病者の容体確認、それと相手方のけがの状態、これを確認しまして、まず、安全だということを確認しました後、通信指令室へ無線連絡をし、警察のほうと、それと今度、大朝の救急隊を現場に向かわせております。その後、大朝の救急車に傷病者を乗せ換えて病院搬送しておりますので、通常よりは約20分の病院到着となっております。以上です。

○議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。これをもって質疑を終わります。これで報告第1号、専決処分の報告について、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第1号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例から

日程第7 議案第3号 北広島町森林環境譲与税基金条例

○議長（宮本裕之） 日程第5、議案第1号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例から、日程第7、議案第3号、北広島町森林環境譲与税基金条例までを一括議題とします。以上3議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第1号から議案第3号につきまして、一括して説明します。

議案集の3ページをお願いします。議案第1号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について説明します。本案は、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の制定について、町議会に提案するものです。議案集5ページをお願いします。議案第2号、北広島町保育士等育成奨学金貸付条例について説明します。本案は、保育、幼児教育を支える人材を育成し、本町の保育施設における保育士等を確保するため、条例の制定について町議会に提案するものです。議案集の10ページをお願いします。議案第3号、北広島町森林環境譲与税基金条例について説明します。本案は、森林環境譲与税を森林の整備等に関する施策の財源として運用するための基金を設置するため、条例の制定について町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明をいたします。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

- 総務課長（畑田正法） 議案第1号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について、総務課からご説明申し上げます。議案集3ページをお願いいたします。本条例は、地方自治法の改正により、地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき、善意で、かつ重大な過失がないときは、地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して、賠償責任額から一部免責する旨の内容を条例で定めることができることとされました。この改正に伴い、損害賠償責任の一部の免責について、必要な事項を条例で定めるものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
- 議長（宮本裕之） 福祉課長。
- 福祉課長（細川敏樹） それでは福祉課より、議案第2号、北広島町保育士等育成奨学金貸付条例についてご説明いたします。議案集は5ページでございます。今回提案しました条例の制定は、保育、幼児教育を支える人材を育成し、本町の保育施設における保育士等を確保することを目的としており、町内の保育施設に勤務しようとする方に対し、奨学金の貸付を行うことについて定めております。内容としましては、大学や専門学校などの保育士養成施設に通い、卒業後に北広島町内の認可保育施設に勤務する意思のある学生を対象とし、貸付額は予算の範囲内で、上限額は、別途規則で定めることとしております。また、奨学金は無利子にて返還していただくこととなりますが、町内保育施設へ一定期間勤務することにより、一部または全部の返還を免除することとしております。以上、ご審議をよろしくをお願いいたします。
- 議長（宮本裕之） 農林課長。
- 農林課長（落合幸治） 議案第3号、北広島町森林環境譲与税基金条例について、農林課からご説明申し上げます。議案集10ページをお開きください。林業経営の効率化及び森林管理の適正化の一体的な促進を図り、もって林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資するため、森林経営管理法が平成31年4月1日に施行されました。この法律に基づく森林の整備及びその促進に関する事業の財源として、森林環境譲与税が令和元年度より交付されています。今後においても、この事業に取り組む予定であり、その財源に充てることを目的として森林環境譲与税の一部を基金に積み立てるため、本基金条例の制定について、町議会に提案するものでございます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。
- 議長（宮本裕之） これをもって、提案理由の説明を終わります。以上3議案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第4号 北広島町課設置条例等の一部を改正する条例から

日程第20 議案第16号 千代田歴史民俗資料館等設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 議長（宮本裕之） 日程第8、議案第4号、北広島町課設置条例等の一部を改正する条例から、日程第20、議案第16号、千代田歴史民俗資料館等設置及び管理条例の一部を改正する条例までを一括議題とします。以上13議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、議案第4号から議案第16号につきまして一括して説明します。議案集の13ページをお願いします。議案第4号、北広島町課設置条例等の一部を改正する条例について説明します。本案は、北広島町行政組織及び機構の見直しに伴う関係条例の整備に

について、町議会に提案するものです。議案集20ページをお願いします。議案第5号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、北広島町給料表の見直しを行うため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。議案集26ページをお願いします。議案第6号、北広島町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。議案集29ページをお願いします。議案第7号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、北広島町国民健康保険税の税率等の改正を行うため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。議案集35ページをお願いします。議案第8号、芸北ホリスティックセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、芸北ホリスティックセンターで行う業務内容を変更する必要があるため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。議案集39ページをお願いします。議案第9号、北広島町豊平診療所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、北広島町豊平診療所の指定管理者が行う業務を新たに定める必要があるため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。議案集45ページをお願いします。議案第10号、北広島町企業立地奨励条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、奨励措置を変更するため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。議案集50ページをお願いします。議案第11号、大朝農村高齢者活性化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、指定管理期間の終了に伴い、令和2年4月1日以降北広島町が管理を行うため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。議案集52ページをお願いします。議案第12号、小倉山公園花ショウブ園設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、ショウブ園を廃止するため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。議案集57ページをお願いします。議案第13号、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について説明します。本案は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備について、町議会に提案するものです。議案集80ページをお願いします。議案第14号、北広島町教職員住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、大朝教職員住宅の1号棟、2号棟について、教職員住宅としての用途を廃止するため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。議案集83ページをお願いします。議案第15号、北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、放課後児童クラブに係るみなし支援員に関する経過措置の期間延長のため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。議案集86ページをお願いします。議案第16号、千代田歴史民俗資料館等設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、博物館等の休館日及び開館時間を変更するため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明いたします。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 議案第4号、北広島町課設置条例等の一部を改正する条例について、総務課からご説明申し上げます。議案集13ページをお願いいたします。本条例は、令和2年度の組織改編に伴い、関係条例の一部改正を行うものでございます。第1条の課設置条例の改正におきましては、財政課に企画課政策立案室の機能を移管し、課名を財政政策課とし、企画課

の課名をまちづくり推進課といたします。また、国土調査事務所と財政課にあります財産管理の機能を統合して管財課を新設するものでございます。18ページの第2条につきましては、まちづくり総合委員会条例の一部を改正し、まちづくり総合委員会の庶務を企画課から財政政策課に変更するものでございます。続きまして、議案第5号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。議案集20ページをお願いいたします。本条例は、職員の給与に関する条例に規定する教育職給料表と医療職給料表1を改正するものでございます。本町の職種別の給料表は、国の俸給表に準じて規定しておりますが、教育職、あるいは医師確保の観点から、国の最高号給を超える号給を設定しておりました。しかしながら、これに該当する職員が不在となったことから、国と同様の給料表に改正するものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 財政課長。

○財政課長（植田優香） 議案第6号、北広島町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について、財政課からご説明申し上げます。議案集の26ページをお開きください。今回の一部改正につきましては、消費税法では、土地の貸し付けについて、消費税の課税の対象にはなっておりませんが、土地の貸し付けであっても、貸付期間が1か月に満たない場合は、課税の対象となります。消費税法の改正に伴い、1.08から1.1に変更となったため、占用料を定める際に、その1.1の数字を乗じて得た額について占用料とするということでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 税務課長。

○税務課長（矢部芳彦） 議案第7号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、税務課から2点説明をいたします。議案集は、29ページから34ページでございます。1点目は、税率の改正です。国保の県内単一化に伴い、国保税の賦課方式について、資産割をなくし、所得割、均等割、平等割の3方式へ、令和6年度までの県内統一に向けて、平成30年度から段階的に移行しております。今回の改正は、その移行に伴う3年目の措置でございます。2点目は、賦課限度額及び軽減判定所得基準の改正です。令和2年1月29日付で改正国民健康保険法施行令が交付されたことに伴うものでございます。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） それでは福祉課より、議案第8号、芸北ホリスティックセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案集は35ページでございます。今回提案をさせていただきました一部改正条例は、芸北ホリスティックセンター内の福祉支援センターにおいて、これまで指定管理者において行っていました通所介護事業や生活支援ハウス事業の休止等により、令和元年度末をもって指定管理を終了とすることから、福祉支援センターにおける指定管理に関する事項を削除するものでございます。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 議案第9号、北広島町豊平診療所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、保健課からご説明申し上げます。議案集の39ページをお願いいたします。今回の条例の一部改正は、北広島町豊平診療所の指定管理者が行う業務を新たに定める必要があるためのものでございます。第7条におきまして、指定管理者が行う業務を定め

ております。診療業務に加え、新たに4項の介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する業務と、5項にありますように、生活支援ハウス運営事業実施要綱に基づく業務を行うものとしております。次のページをお願いいたします。使用料金及び利用料金を第9条に定めております。診療に要した費用を使用料金とし、介護サービスや生活支援ハウスに要した費用は利用料金としております。利用料金の額は、第9条の第4項にありますとおりでございます。指定管理者が定めるとありますが、介護保険のサービス費用は、介護保険法等に規定する額の範囲とし、生活支援ハウスにつきましては、次のページの42ページにあります別表に掲げる額の範囲としております。別表の生活支援ハウスの利用料金につきましては、現在、芸北地域にあります仙水園生活支援ハウスの利用料金と同額としております。使用料金、利用料金は、第9条の第5項にありますように、指定管理者に収入として収受させるものとしております。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 議案第10号、北広島町企業立地奨励条例の一部を改正することにつきまして、商工観光課からご説明申し上げます。議案集45ページをご覧ください。条例中、奨励措置について定めております第5条及び奨励金の額について定めております第6条につきまして、改正するものでございます。現在、町内の工業団地におきましては、販売可能な土地がないこと、また、町内の雇用につきましては、求人倍率が高い状況にあることなどを踏まえまして、第5条の奨励措置につきましては、第2項の雇用奨励金及び第3項の土地取得奨励金について削除し、第4項に定めております設備取得奨励金のみを残すものでございます。それに伴い、奨励金の額を定めております第6条第1項の第1号から第4号を削除し、第5号のみを残すものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 説明を求めます。大朝支所長。

○大朝支所長（竹下秀樹） 議案第11号の説明をいたします。大朝農村高齢者活性化センターの設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、指定管理期間の終了に伴い、令和2年4月1日以降北広島町が管理を行うため、条例の一部の改正について、町議会に提案するものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 大朝支所長、続けて議案第12号の説明を。大朝支所長。

○大朝支所長（竹下秀樹） 議案第12号、小倉山公園花ショウブ園設置及び管理条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。本条例は、花ショウブ園の設置をしておりましたが、花ショウブ園が開花が十分でないため、その条例項目を削除するために提案させていただくものです。ショウブ園を廃止するための条例の一部改正について、町議会に提案するものです。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 議案第13号、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、建設課からご説明申し上げます。議案集は57ページから79ページでございます。民法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、北広島町町営住宅設置整備及び管理条例ほか計5件の住宅関係条例の整備について、町議会に提案するものでございます。主な改正点については、1、入居時における連帯保証人の廃止。2、入居者が家賃を払わないときは、町は敷金をその債務の弁済に充てることができる旨の明記。3、入居者の退去時における原状回復義務及び費用負担範囲の明記。4、不正な行為によって、入居した者に対する請求の算定に係る利率の変更。5、町有大坪住宅の用途廃止の5点でございます。

います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮本裕之） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 議案集 8 ページをお願いします。議案第 14 号、北広島町教職員住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。昭和 57 年度に建築し、老朽化が著しく、また、交通網の整備などにより、近年入居者がいないため、大朝教員住宅の 1 号棟、2 号棟について、教職員住宅としての用途を廃止するため、別表の大朝教員住宅の住宅番号 1 号、2 号を削除するものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮本裕之） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 議案第 15 号、北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、生涯学習課から説明を申し上げます。議案集の 83 ページをお願いいたします。この条例改正は、放課後児童クラブに配置する支援員は、保育士などの資格を有する者が都道府県知事の行う研修を修了する必要がありますが、2 年以内にその研修を修了する見込みのある者、また経過措置といたしまして、令和 5 年 3 月 31 日までに研修を修了することを予定している者、これらのものについても支援員とみなすことができることについて、条例改正及び経過措置の延長をするものでございます。議案第 16 号、千代田歴史民俗資料館等設置及び管理条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。議案集の 86 ページをお願いいたします。この条例改正は、89 ページにあります千代田歴史民俗資料館から万徳院跡歴史公園・ガイダンス施設につきましては変更ありませんが、上本家住宅、芸北民俗博物館、川東はやし田用具収蔵庫、美和郷土館、これらの休館日及び開館時間を変更するために、条例改正をするものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮本裕之） これをもって、提案理由の説明を終わります。以上 13 議案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 21 議案第 17 号 指定管理者の指定について

○議長（宮本裕之） 日程第 21、議案第 17 号、指定管理者の指定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第 17 号について説明します。議案集の 92 ページをお願いします。議案第 17 号、指定管理者の指定について。本案は、公の施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせる目的で、指定管理者を指定するため、町議会に提案するものです。詳細につきましては、担当から説明いたします。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 議案第 17 号、指定管理者の指定について、総務課からご説明申し上げます。本議案は、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法の規定により、町議会の議決を求めるもので、指定する施設は、美和集会センター以下 73 施設でございます。すべての施設を非公募として選定したもので、指定期間は、いずれも令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年

3月31日でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮本裕之） これをもって、提案理由の説明を終わります。本案については、後日、審議、採決を行います。暫時休憩します。11時より再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 49分 休憩

午前 11時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） 再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第18号 令和元年度北広島町一般会計補正予算（第5号）から

日程第30 議案第26号 令和元年度北広島町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（宮本裕之） 日程第22、議案第18号、令和元年度北広島町一般会計補正予算第5号から、日程第30、議案第26号、令和元年度北広島町水道事業会計補正予算第2号までを一括議題とします。以上9議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、令和元年度補正予算の概要につきまして、一括して説明します。別冊の令和元年度補正予算書をご覧ください。議案第18号、令和元年度北広島町一般会計補正予算第5号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4億5000万円を減額し、予算の総額を150億6400万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、企業立地奨励金や農道整備事業負担金の追加、災害復旧事業をはじめその他事業の精算など、事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。繰越明許費補正は、第2表に、事業別に追加15事業、補正1事業を、債務負担行為補正は、第3表に追加58件及び変更1件を、また、地方債補正は第4表に、目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第19号、令和元年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第3号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9000万円を追加し、予算の総額を20億600万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、療養給付費の追加ほか事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。繰越明許費は第2表に、事業別に2事業を計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第20号、令和元年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第4号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ400万円を減額し、予算の総額を9億1800万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、下水道築造工事の精算など、事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。地方債補正は第2表に、目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第21号、令和元年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号です。本案は、

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ100万円を減額し、予算の総額を3億4900万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、職員給与費の減額のほか、決算見込みによる補正を行っております。次の仕切りをお願いします。議案第22号、令和元年度北広島町介護保険特別会計補正予算第4号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ400万円を減額し、予算の総額を29億4000万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、地域密着型サービス給付費の追加ほか、事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。次の仕切りをお願いします。議案第23号、令和元年度北広島町電気事業特別会計補正予算第3号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳出予算において電源設備修繕料の減額及び予備費の調整を計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第24号、令和元年度北広島町診療所特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、医薬品費の追加など事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。次の仕切りをお願いします。議案第25号、令和元年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第3号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ900万円を追加し、予算の総額を6億5100万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、伝送路保守委託料の追加ほか、事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。繰越明許費は第2表に1事業を、債務負担行為補正は第3表に追加1件を計上しております。別冊の令和元年度北広島町水道事業会計補正予算書をお願いします。議案第26号、令和元年度北広島町水道事業会計補正予算第2号です。本案は、収益的収入において既決の収入予定額から5795万円を減額し、収入予定額を5億6055万6000円とし、収益的支出において既決の支出予定額から2020万円を減額し、支出予定額を5億1247万7000円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、事業収益の減額など事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。以上、各会計の詳細につきましては、各担当から説明を行います。

○議長（宮本裕之） 財政課長。

○財政課長（植田優香） 議案第18号、北広島町一般会計補正予算第5号につきまして、財政課からご説明いたします。事前に配付しております資料、令和元年度3月補正予算の概要及び主要施策をご覧ください。今回の補正の編成上のポイントといたしましては、芸北地域農道整備事業負担金の追加及び決算見込みによる補正予算を計上しております。一般会計の補正額は、4億5000万円の減額補正で、補正後の予算額は150億6400万円となっております。また下段にかけては、一般会計、特別会計における当初予算額からの補正の状況や3月補正後の予算総額並びに当初予算に対する比率を掲載しております。裏面をお願いします。一般会計における主要施策を説明いたします。表中の右端に予算書計上のページを記載しておりますので、後ほど予算書と一緒にご覧いただければと思います。みんなで創造する実りと活力のあるまちでは、芸北地域農道整備事業負担金400万円及び企業立地奨励金218万円の追加、国土調査事業の精算による2232万円の減額などを。誰もが愛着を持って暮らせるまちでは、スポーツ大会参加助成金300万円の追加、道路維持修繕事業の精算による5428万円の減額などを。心身ともに健やかで安心して暮らせるまちでは、プレミアム付商品券事業の精算による7188万円の減額などを。また、やすらぎと便利さを感じられるまちでは、県営道路改良事業負担金の追加250万円を計上しております。次に、補正予算書の第2表をご覧ください。繰越明許費補正でございます。追加では、総務費から災害復旧費までの15事業、補正で

は土木費の1事業を令和2年度へ繰り越しするものです。同じく補正予算書の次のページをご覧ください。第3表に債務負担行為補正を計上しております。追加として、指定管理施設の期間など58件、変更として県営圃場整備事業の利子補給の期間及び限度額の変更1件でございます。同じく次のページをご覧ください。第4表に地方債の補正を計上しております。補正後の借入限度額を総額で12億3841万6000円とし、7070万円を減額するものです。以上で、財政課から一般会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 議案第19号、令和元年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第3号について、町民課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費につきましては、11万2000円減額し、3250万7000円とするものです。これは国保システム改修費の実績による減額となります。2款1項1目一般被保険者療養給付費については、9000万円増額し、11億6571万1000円とするものです。これは今年度の保険給付費の給付実績に基づき増額補正するものでございます。4款1項1目特定健康診査等事業費は、財源更正のみとなっております。4款3項2目歯科保健事業費、歯科保健センター豊平の事業費でございますが、139万7000円減額し、560万8000円とするものでございます。これは歯科衛生士の賃金を減額するものでございます。3ページ、4ページをお願いいたします。中段の7款2項1目直営診療施設勘定繰出金については、38万3000円減額し、1290万1000円とするものです。内訳としまして、雄鹿原診療所分を25万円減額、八幡診療所分を13万3000円減額するもので、いずれも事業実績によるものでございます。次に、戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。3款1項1目保険給付費等交付金ですが、8880万3000円増額し、14億3097万9000円とするものです。これは、普通交付金のうち保険給付費分を9000万円増額し、特別交付金のうち保健事業等の交付額確定により119万7000円減額するものでございます。7款3項の雑入でございますが、1目の一般被保険者第三者納付金を32万6000円増額し、132万3000円とし、5目の一般被保険者返納金を109万7000円増額し、109万8000円とするものでございます。3ページ、4ページをお願いいたします。8款2項国庫補助金の7目システム開発費等補助金でございます。これは、新たに66万3000円を計上するものでございます。これは国保システム改修費の補助金となります。次に、戻っていただきまして、第2表をお願いいたします。繰越明許費でございます。保健事業費の2事業52万9000円を令和2年度へ繰り越し、執行するものでございます。これは、ホリス、そよかぜに設置しております健康管理システムのシステム改修費になりますが、厚生労働省が示すスケジュールに基づき、令和2年6月の運用に向けたシステム改修を行うため、工期が翌年度にわたることになるためのものでございます。以上で、町民課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくよろしくお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 議案第20号、令和元年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第4号につきまして、上下水道課からご説明申し上げます。補正予算書、令和元年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第4号。歳出、補正予算事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。まず、歳出、2款1項1目下水道新設費の職員給与費を45万円の減額、同じく

工事請負費を400万円それぞれ減額するものでございます。職員給与費の減額は、精算によるものでございます。工事請負費の減額は、当初計画にありました有田地区内の住宅団地造成が見送りになりましたので、それに伴います下水道整備を実施しなかったための減額補正でございます。2目の下水道管理費につきましては、補正額、増減はございませんが、財源更正をしたものでございます。以上、歳出補正、合計に予備費45万円の増額調整を合わせまして、400万円の減額をお願いするものでございます。また、それに対する歳入でございますが、2枚戻っていただきまして、歳入、補正予算事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。1款1項1目の受益者分担金を100万円減額、1款2項1目の受益者負担金を30万5000円増額、2款1項1目の使用料を11万円の増額、3款1項1目下水道事業費国庫補助金を8万5000円の増額、7款1項1目の下水道債を350万円の減額をするものでございます。分担金負担金及び使用料につきましては、精算による増減、国庫補助金につきましては端数調整をするものでございます。下水道債につきましては、工事の未実施によります減額をするもので、歳入補正額を歳出補正合計額と同様の400万円減額をお願いするものでございます。続きまして、議案第21号、令和元年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号につきましてご説明申し上げます。補正予算書、歳入事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費の職員給与費を精算により45万円減額するものでございます。これに4款1項1目の予備費55万円を調整減額いたしまして、歳出合計100万円減額するものでございます。また、それに対します歳入でございますが、1ページ戻っていただきまして、歳入補正予算事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。3款1項1目の一般会計繰入金歳入補正額と同額の100万円減額するものでございます。以上でご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 議案第22号、令和元年度北広島町介護保険特別会計補正予算第4号につきまして、保健課から説明させていただきます。今回の補正の主な項目は、事業精査に伴う決算見込みによるものでございます。歳出の事項別明細書の1ページ及び2ページをお願いいたします。1款1項1目の一般管理費は12万1000円の減額補正でございます。介護保険システム改修委託料は、特定個人情報データ標準レイアウト改版対応の国の繰越予算に伴う増額でございます。介護人材確保事業補助金は、介護職員の定着及び介護人材の確保、スキルアップを目的に介護職員研修受講費用の一部助成を行っております。当初予算では30名分を計上しておりましたが、研修受講者で該当されると見込まれる方が少ないため、15名分、45万円の減額でございます。1款3項の介護認定審査会費は629万2000円の減額補正でございます。介護認定審査会事業及び認定調査事業ともに認定有効期間の上限の延長などにより、審査件数、審査会の開催件数、認定調査件数、認定調査の委託件数が見込みよりも少なかったためでございます。2款の保険給付費、1項の介護サービス等諸費は、500万円の増額補正でございます。グループホームや小規模多機能、少人数のデイサービスなどの地域密着型サービスの利用者数が増えていることや、利用者の介護度が高くなっていることが要因と考えております。3ページお願いいたします。2款2項の高額介護サービス等費は、件数の増加により当初予算を上回ることが見込まれるため、200万円の増額でございます。これは、1か月に支払った利用者負担額が一定の上限額を超えた場合に高額介護サービス費としての超えた額を支給しております。次の4款の地域支援事業費につきましては、それぞれ事業精査に伴う

決算見込みによるものでございます。1項1目の介護予防生活支援サービス事業は、総合事業対象者及び要支援1、2の方が利用している訪問事業、通所事業の利用者が見込みより少なかったことなどでございます。次のページの2項の一般介護予防事業費につきましては、事業精査に伴うものでございます。次に、歳入についてご説明いたします。歳入の事項別明細の1、2ページをお願いいたします。1款保険料、3款1項の国庫負担金及び2項の国庫補助金、4款1項の支払基金交付金、5款1項の県負担金は、歳出の保険給付費の増額及び地域支援事業費の減額に伴うものでございます。地域支援事業費は、総合事業分以外で国や県保険料、町の負担割合がそれぞれ決まっているため、歳出の補正額に合わせて歳入の補正となっております。1ページの下段にございます3目の保険者機能強化特別対策給付費給付金は自立支援、重度化防止のために創設された国の交付金でございます。これは地域支援事業の事業費に充てます。5ページをお願いいたします。7款1項の一般会計繰入金は672万7000円の減額補正でございます。1目の介護給付費繰入金は、法定負担割合の公費不足分でございます。4目の低所得者保険料軽減繰入金は、10月の消費税率の改定に伴い、介護保険の1号保険料につきまして、低所得者の保険料の軽減強化によるものでございます。12月補正で、第2段階の基準額が国の基準となっていたため、相違が出ましたので、差額分を補正しました。5ページ下段の7款2項1目の介護給付費準備基金繰入金は、平成30年度精算に伴うものでございます。保健課からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○町長（箕野博司） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 議案第23号、令和元年度北広島町電気事業特別会計補正予算第3号について、農林課から説明申し上げます。電気事業特別会計予算、事項別明細書の歳出1ページ及び2ページをご覧ください。2款1項1目電気事業費を173万8000円減額し、2984万1000円とし、5款1項1目の予備費を同額の173万8000円増額するものです。電気事業費については、予定しておりました電気設備の修繕について、必要な部品の調達が年度内にできないということが判明したため、補正減とするものです。予備費については、このことに伴う調整でございます。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 議案第24号、令和元年度北広島町診療所特別会計補正予算第2号につきまして、保健課から説明させていただきます。今回の補正は、事業精査に伴う決算見込みによる補正でございます。歳出の事項別明細の1ページ、2ページをお願いいたします。1款1項1目の一般管理費は65万円の増額補正でございます。19節の負担金でございます。八幡診療所長の広島県医師派遣負担金でございます。12月の人事院勧告に伴うものでございます。2款医業費の2目の医療用消耗品費及び4目の検体検査費、5目の義歯加工費は、年間の総額を見込み、それぞれ減額補正するものでございます。3目の医薬品費につきましては、薬局で処方できない骨粗鬆症の治療薬などの医薬品費が不足するため、11万8000円の増額でございます。歳入の事項別明細の1、2ページをお願いいたします。1款1項の外来収入でございます。年間の外来収入を見込み、国保診療報酬収入及び社保一部負担金、その他診療収入は減額補正でございます。そちらにあります、その他診療収入というのは、特定健診の料金でありますとか、インフルエンザ等予防接種の収入でございます。5目の後期高齢者医療診療報酬収入につきましては増額補正でございます。2項1目の諸検査等収入は、医療機関がん検診や歯周疾患検診などの検査件数が、見込みより少なかったため減額でございます。2目の介

護保険事業収入は、訪問介護及び訪問リハビリ、訪問歯科の実績見込みによるものでございます。節のほうにありますように訪問歯科は増えております。訪問歯科は、平成30年度に比べ、約20件程度増えております。訪問看護、訪問歯科、訪問リハビリがチームとなり、多職種で在宅生活を支援しております。次の3ページをお願いいたします。3款1項の他会計繰入金でございます。一般会計繰入金は633万円の増額、国民健康保険特別会計繰入金は38万3000円の減額でございます。5款2項の雑入でございます。歯科診療所の歯ブラシなどの自費購入によるものでございます。8款1項の寄附金は、雄鹿原診療所へ山県加計ライオンズクラブ様から寄附をいただきました。雄鹿原診療所運営費に活用させていただきます。保健課からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 議案第25号、令和元年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第3号につきまして、総務課からご説明申し上げます。歳出事項別明細書をお願いいたします。2款1項1目情報化施設管理費を891万6000円増額するもので、これは、主に新規移転に伴う伝送路保守の委託料及び工事請負費の増によるものでございます。歳入事項別明細書をお願いいたします。これは主に移転工事等に伴う分担金収入とインターネット等の加入者増に伴う使用料の増によるものでございます。なお、第2表の繰越明許費につきましては、伝送路の工事等の繰り越しでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 議案第26号、広島町水道事業会計補正予算につきまして、上下水道課からご説明申し上げます。別冊の令和元年度北広島町水道事業会計補正予算書第2号の6ページ、令和元年度北広島町水道事業会計補正予算説明書をお願いいたします。収益的収入及び支出の収入でございます。収益的収入を事業精査し、決算見込みによるもので、事業収益の営業収益、給水収益の水道料金を5435万円の減額、その他の営業外収益の分担金を360万円の減額をするものでございます。給水収益につきましては、当初、料金改定による収入の増額や給水人口の増加による有収水量の増加、また、新たな工場の稼働開始によります増加を見込んでおりましたが、給水人口は横ばいから若干増加傾向にあるものの、1人当たりの使用料の低下が見られることや操業を見込んでおりました増設工場の開始が延期になったことなどによりまして、当初の見込みより大幅に減額となったものでございます。分担金につきましては、事業精査による減額でございます。以上、収益的収入補正合計5795万円を減額するものでございます。次に、その下の支出でございます。事業費用の営業費用、1目の原水及び浄水費を事業精査いたしまして、決算見込みにより委託料を50万円減額、動力費を190万円減額するものでございます。委託料の減額は、水質検査業務に対します委託料を精査したものでございます。2目の配水及び給水費も事業精査によりまして、路面復旧費を決算見込みにより100万円の減額をするものでございます。4目総係費につきましても、事業精査をいたしまして、決算見込みにより400万円減額するものでございます。これは備用品費を30万円、通信運搬費を20万円それぞれ減額するもの、また委託料につきましては、原水及び浄水費と同様、水質検査が当初見積りより減額となりましたことにより350万円減額するものでございます。2項営業外費用につきまして、3目消費税及び地方消費税を1280万円の減額をするもので、こちらは当初より給水収益の見込みが減額となったこと及び配水管布設替え工事などが追加となったことにより、減額するものでございます。以上、収益的支出補正合計202

0万円減額するものでございます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 財政課長。

○財政課長（植田優香） 1点訂正をさせていただきます。一般会計補正予算第5号の主要施策の説明の中で、県営道路改良事業負担金の追加130万円のところ、誤って250万円と説明をいたしました。130万円に訂正をさせていただきます。

○議長（宮本裕之） これをもって、提案理由の説明を終わります。以上9議案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第31 施政方針

○議長（宮本裕之） 日程第31、令和2年度北広島町予算の提出に当たり、町長より施政方針の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） 3月町議会定例会に提案をしております令和2年度当初予算並びに諸議案の提出に当たり、町政運営に対する所信の一端と、施策の概要を申し上げ、町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。平成29年3月に町政運営の重責を担わせていただいてから、早いもので2期目も4年目を迎えます。この間、町民の皆様の温かいご支援、ご協力をいただきながら、北広島町の発展と明るく元気なまちづくりの実現のため、誠心誠意取り組んできました。改めて深く感謝申し上げる次第でございます。振り返ってみますと、平成29年の大雨による土砂災害は、本町に甚大な被害をもたらしました。災害復旧に向けて、緊急かつ迅速に対応するため、職員の再配置、また、各課連携して復旧・復興に対応したところですが、平成30年豪雨災害、令和元年台風による災害と3年続いており、自然災害の脅威と危機管理の重要性を再認識したところでもあります。また、人口減少、少子高齢化など、社会環境、構造の変化を背景として、協働によるまちづくりの必要性の高まりとともに、まちづくり基本条例を制定し、同時期に策定した第2次長期総合計画に基づき町政運営を進めてまいりました。まちづくりは人づくりと言われますが、地域で暮らす私たちが住みなれた地域で安心して自分らしい暮らしができるために、また、地域コミュニティを維持していくために、地域づくりを考える学びや地域を担う人材の育成に取り組んできており、徐々にですが、形になってきているところです。北広島町というすばらしい郷土を未来につないでいくためには、SDGsで象徴されるように、持続可能な社会を築いていくこと、持続可能なまちづくりを行うことが重要です。町民の皆様とともに、北広島町が持つ貴重な財産を未来へとつなぐまちづくりを推進してまいります。国の経済見通しによりますと、米中貿易摩擦等の影響で世界経済の減速等を背景に、国内経済は、輸出の減少により製造業は低迷しているものの、堅調な非製造業に支えられており、緩やかな景気回復が持続しているとしています。政府は、令和元年10月に実施された消費税率の引き上げに当たり、軽減税率制度や臨時・特別の措置など、各種対応策を講じており、また、災害からの復旧・復興と安全・安心の確保、未来への投資など、経済活力の維持・向上を柱とした総合経済対策を実施し、民需主導の持続的な経済成長の実現につなげていくこととしています。引き続き、経済再生なくして財政健全化なしの基本方針のもと、デフレ

脱却・経済再生と財政健全化に一体的に取り組み、名目GDP600兆円経済と、2025年度には国・地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化を目指すとしています。賃上げの流れと消費拡大の好循環、設備投資の拡大など、需要拡大に向けた取り組みや、Society 5.0時代に向けた人材・技術などへの投資、次世代型行政サービス等の抜本強化といった生産性の向上に向けた取り組みなど、重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講じるとしています。令和2年度の一般会計総額は、令和元年度に引き続き100兆円を超える102兆6580億円、対前年度比1兆2009億円、1.2%増の予算となっており、現在、国会に提出、審議されているところであります。令和2年度の国の地方財政対策によりますと、地方が人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に取り組むつつ、安定的な財政運営を行うことができるよう、一般財源総額について令和元年度を上回る額を確保するとしています。また、地方交付税についても、消費税率引き上げと偏在是正措置により、交付税財源と地方税収入が伸びたことや、地方の社会保障関係費の増加などにより、前年度を上回る額を確保し、累積する臨時財政対策債について、引き続き抑制しており、国・地方ともに財政健全化を図るものとなっています。地方財政計画の主なものとして、まち・ひと・しごと創生事業費の確保、緊急浚渫推進事業費の創設、災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林環境譲与税の増額や技術職員の充実による市町村支援、会計年度任用職員制度への対応、Society 5.0の実現に向けて、光ファイバー等の整備及び高度化の推進、自治体行政のスマート化実現のための取り組みの推進等、地方財政措置が確保されているところです。広島県は、ひろしま未来チャレンジビジョンの目指す姿を実現するため、人づくり、新たな経済成長、安心な暮らしづくり、豊かな地域づくりの4つの政策分野を相互に関連させ、相乗効果をもたらしながら、好循環の流れを創り出し、成果や変化を生み出してきました。一方で、人口減少やAI、IoT、5Gなど第4次産業革命の進展、長寿社会の到来、新たなグローバル化など、急速に社会経済情勢は変化しており、発展的に見直したチャレンジビジョンのもと、仕事も暮らしも欲張りなライフスタイルの実現に向けて、新たな挑戦を進めています。また、県内各地に記録的な豪雨と多くの人的被害、住宅被害、公共土木施設等の被害をもたらした平成30年7月豪雨からの復旧・復興に向け策定されたプランに基づき、創造的復興による新たな広島県づくりに向けた取り組みを進めてきているところです。令和2年度は、引き続き、創造的復興を力強く推し進め、欲張りなライフスタイルの実現を基本姿勢に、豪雨災害からの一日も早い日常の回復が図られるよう、速やかな復旧・復興に全力で取り組むとしています。また、チャレンジビジョンの最終年となることから、経済成長や人材育成など、これまでの取り組みの成果や新たに育ちつつある成長の芽を、さらなる成果の獲得に取り組み、欲張りなライフスタイルの実現に結び付けていくこととしています。次に、令和2年度における町政運営に対する基本姿勢です。現在、学びと人づくりの場として、きたひろ学び塾〜Withを開講し、プログラムを通して、地域課題に関心を持ち、課題解決に取り組む人材育成を進めているところです。やってみる、楽しく学ぶことから始めた内容を充実させ、令和2年度は、参加者の意欲や関心を高め、自発的な取り組みにつながる人づくりを進めてまいります。また、まちづくりセンターが令和2年度に完成を迎えます。生涯学習や地域活動の場である公民館、図書室、防災拠点、子育て支援の機能を始めとして、住民主体のまちづくり、協働のまちづくりが実現できる拠点として活用してまいります。令和2年度は、また、東京2020オリンピック・パラリンピック開催の年でもあります。スポーツの重要性については従前から論じられて

いるところですが、ライフスタイルの変化や情報化社会の進展などとともに、スポーツの意義や役割はますます大きくなっています。個人のスポーツへの関わり方もさまざま、スポーツを通して体力向上、健康増進、地域社会の活性化、国際交流、経済発展など多面にわたる効果が期待されています。本町は各地域でスポーツが盛んに行われてきておりますが、ソフトテニスやパラ陸上選手の活躍を身近に感じることができる環境もあります。引き続き、スポーツをキーワードとした地方創生を推進し、スポーツを通して、体も心も元気になり、地域も元気になるまちづくりを進めてまいります。以上のとおり、引き続き協働のまちづくり、人づくりを中心に、各種施策を進めてまいります。また、めまぐるしく変わる情報社会において、ICTを活用したサービスは、私たちの生活環境を変え、豊かさをもたらしました。本町もSociety 5.0時代に向けた取り組みを重要政策と位置づけ、国・県の動向を注視しながら、時勢の変化に対応した施策に取り組み、さまざまな課題解決に役立てていきたいと考えております。本町の財政状況ですが、第3次行政改革大綱に基づき、財政健全化の取り組みを継続して実施していることから、財政の早期健全化、再生の必要性を判断する実質赤字比率、連結実質赤字比率はいずれも該当せず、実質公債費比率、将来負担比率とも基準値内を示しております。しかしながら、普通交付税における合併特例加算の段階的縮小が令和元年度で終了し、合併時点で想定されていなかった財政需要が反映されているものの、5年前と比較すると約10億円の歳入減少となっており、町政運営に大きな影響を及ぼしています。一方、歳出については、社会保障関係費の増加、毎年発生している自然災害、老朽化が著しい多数の公共施設、インフラの整備・修繕などへの対応等、課題が山積していることから、毎年度多額の基金の取り崩しにより、財源を確保するという財政運営を余儀なくされている状況にあります。今後も財源確保が困難な状況が続き、厳しい財政運営を迫られることが見込まれることから、自主財源の確保に努めるとともに、歳出の抑制に努め、事業のあり方を見直す必要があると考えています。財源不足を補うための基金の取り崩しには限界があり、災害や今後避けて通れない事業に伴う財政需要に対応するためには、基金の積み増しを行い、安定した財政運営を行うことが必要です。令和2年度当初予算は、元年度からの施設整備が継続していることから、事業の選択と集中を行い、限られた予算の中で、第2次北広島町長期総合計画及び北広島町総合戦略に位置付けられた事業を執行していくことを重点に予算編成をしています。今後も、安定した住民サービスと持続可能な財政運営を行うためには、これまで取り組んできた財政健全化に向けた取り組みを継続して行い、全職員が創意工夫による着実な事業執行に努め、未来につなぐまちづくりを実践してまいります。続いて、主要施策について。その概要を第2次長期総合計画に定める5つの重点方針に沿ってご説明申し上げます。施策の1つ目は、みんなで創造する実りと活力のあるまちです。初めに、農林業振興対策ですが、農業分野では、高齢化による農業従事者の減少や担い手不足等により耕作放棄地が増加し、農業生産力だけではなく、集落機能の低下という課題があります。引き続き、新規就農者について、新農業人フェア参加による呼びかけ、専用サイトを活用した担い手の確保や、ICTを活用したスマート農業等の導入の支援を行い、担い手の省力化や技術力の向上につなげてまいります。また、町が重点品目としているハウレンソウについては、包装デザイン統一のための支援を行い、北広島町産のブランド化と知名度の向上を図ってまいります。林業分野では、森林の保水力低下による山腹崩壊など森林整備の促進が課題となったことを受け、令和2年度の森林環境譲与税は前倒しで増額されることになりました。引き続き森林資源の適切な管理に向けての調査や、まちづくりセンターの図書室に

木材製作の書架を配置し、ぬくもりのある空間を提供するなど、林業振興に努めてまいります。また今後、80年以上経過した官行造林地については施業等を行い、水源涵養のための森林保全に努めます。商工業振興対策では、本町の商工業者の発展と、地域の経済振興のために中心的役割を担う商工会への支援に加え、新たに起業を目指す人をサポートするビジネス創造支援補助金や、資格取得のためのがんばる人応援補助金を継続してまいります。地元企業等活性化対策では、町内企業が持つ高い技術力・製品等の魅力について、情報発信や雇用の確保、地場製品の消費拡大につながる産業フェアの開催や、町内の消費拡大及び町内企業活性化のための地域通貨事業を継続します。また、企業支援員が企業の抱えるニーズや課題などを把握し、支援策の検討や情報提供、雇用などの支援に継続して取り組みます。なお、企業立地奨励金につきましては、町内工業団地の分譲が完了し、企業収益、雇用の拡大に一定の成果が得られたことから、今後は、設備取得奨励金を中心に、町内企業を支援してまいります。施策の2つ目は、誰もが愛着を持って暮らせるまちです。観光振興対策として、引き続き観光プロモーション事業を展開し、国内外に向けて情報発信し、北広島らしさの魅力を伝えてまいります。また、三矢の訓、やまがたサイクルツーリズムなど、広域による連携事業を継続し、地方自治体等が実施する大型観光キャンペーンによる県内外への魅力の発信など、交流人口や関係人口の拡大による地域活性化を図ります。体験型では、農山村体験推進事業、田舎体験サポート事業等を継続し、地域と連携して、民宿や民泊での体験活動や海外も含めた修学旅行の受け入れを行い、自然や文化を通じた交流の拡大を図ってまいります。新規定住促進対策では、移住・定住の相談窓口である暮らしアドバイザー、住宅建築補助金、Uターン奨励金等、総合的な定住促進を継続します。また、地域と連携して一時的に本町での暮らしを体験できるお試し住宅の活用により、さらなる定住促進を図ってまいります。地域づくり振興対策では、住民自治、協働のまちづくりを推進するため、集落支援員の配置、地域おこし協力隊員の受け入れや、各地域協議会への地域づくり交付金を通して、地域活性化を図ってまいります。若者・子育て世代環境対策では、開設から3年目となる子育て世代包括支援センターネウボラきたひろしまでのごについて、助産師、保健師、保育士等の相談支援体制により、結婚・妊娠・出産・子育て期を通して、母子ともに安心して過ごすことができるよう、継続して取り組みます。また、中学生が命の尊さと命を授かることの意味を学ぶ命の授業や、婚活イベント経費の補助を継続し、少子化対策に努めるとともに、安心して子育てができる住みよい環境づくりに努めてまいります。子どもの人材育成対策では、ふるさと夢プロジェクトを継続し、地域の方とともに、地域資源を活用した活動を通して、ふるさとを知り、ふるさとでできることを発見し、郷土愛の醸成を図ります。学校教育対策では、教育のICT環境の整備に向け、小中学校の校内通信ネットワークの再構築を進めてまいります。令和2年度から必修となる外国語教育については、引き続き、教員と外国人指導助手が連携し、英語教育の充実を図ってまいります。また、八重東小学校校舎の老朽化に伴う改修工事などを実施し、子どもの安全・安心な学習環境を確保いたします。地域の活性化にもつながる地元高等学校の存続については、クラブ活動の振興、塾運営など、各校の実情に応じた学力、魅力向上に対する支援を継続してまいります。生涯学習・スポーツ振興対策においては、令和2年度は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の年であることから、大会に向けて、誰もがスポーツに親しむことができる参加型・体験型イベントのきたひろスポーツフェスタの開催やドミニカ共和国選手団の事前合宿を継続して受け入れ、交流、情報発信等を通じ、地域のスポーツ振興につなげ、本町からもオリンピック・パ

ラリンピックを盛り上げてまいります。また、町内を拠点に活動するトップアスリートについて、ふるさと寄附制度を活用したトップアスリート支援事業を継続し、スポーツ団体等を通じて選手を支援するとともに、町民の皆さんのスポーツへの関わりを引き続き醸成してまいります。まちづくりセンターでは、図書の貸し出し、閲覧機能はオープンスペースの中にあります。北広島町図書館と連携し、図書の充実を図り、自学自習、生涯学習、まちづくり活動等気軽に活用できる、利用しやすい知識・文化の拠点としてまいります。施策の3つ目は、心身ともに健やかで安心して暮らせるまちです。健康増進対策では、平成27年度から進めている元気づくり推進事業については、実施会場も増えています。今後も住民の新たな参加を促し、地域の支え合いの意識の醸成や介護予防に継続して取り組みます。予防接種の接種勧奨については、引き続き丁寧に行い、感染拡大防止に努めてまいります。生活習慣病の早期発見及び重症化予防についても特定健診、がん検診受診率等の向上及び特定保健指導に継続して取り組んでまいります。新型コロナウイルスの急激な感染拡大は、私たちの生活に不安をもたらしているところですが、国・県等からの情報や、新型インフルエンザ等の行動計画に基づき、町民、事業者、各施設等と情報共有を図り、適切な行動につなげてまいります。子育て支援環境対策では、子育て世代の医療費負担軽減のため、高校生までの医療費支給助成、不妊治療助成や妊婦交通費助成を継続します。保育士の人材不足について、国は、待機児童解消のため、保育士の就業に向け、集中的に取り組んでいるところです。町においては、保育士等確保のため奨学金貸付制度を創設し、人的環境の育成に努めてまいります。医療供給体制確保対策では、広域で運営している救急相談センターの電話相談事業に加入し、救急車の要請、応急手当などの助言を受けることができる体制を整えます。また、大朝ふるさと病院について、施設整備及び介護医療院転換のための整備費補助を行い、医療体制を確保し、住民の皆様が安心して生活ができる環境に努めます。休日・祝日における当番医制については、山県郡医師会と連携して実施してまいります。高齢者生活支援対策では、令和3年度から3年間の計画となる第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に継続して取り組みます。また、介護人材確保のための研修の一部助成を継続し、介護事業所への定着、質の向上に努めます。地域福祉・障害福祉対策として、地域における生活課題の解決のため、行政、関係機関、住民が相互に支え合う地域福祉計画の策定や、障害者基本法に基づき、障害福祉に係る施策を総合的に推進するための障害者プランの策定に取り組んでまいります。人権を尊重するまちづくり対策として、就労及び生活の場で、町内で暮らす外国人とコミュニケーションを図ることができるように、日本語教室を開設し、多文化共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。次に、施策の4つ目は、やすらぎと便利さを感じられるまちです。生活交通確保対策では、地域公共交通再編計画において実施した実証運行の効果検証に基づき、引き続き、効率的かつ効果的な運行、利用促進や魅力向上につながる交通体系の確保に努めてまいります。自然環境保全対策では、地球温暖化対策、環境にやさしいまちづくりとして、再生可能エネルギー利用を支援するため、薪ストーブ購入補助を継続します。木質バイオマス等の有効活用のため、ネットワークシステム化の事業性評価を行い、また、せどやま再生事業を充実させる取り組みを進めてまいります。安全・安心なまちづくり対策として、消防署大朝出張所の消防ポンプ自動車の更新、消防団においては、千代田地域の積載車の更新を行い、防災安全対策を推進してまいります。また、119番通報の際、スマートフォンを利用して通報できるNet119緊急通報システムや、電話通訳センターを介した多言語対応システムを導入し、安心してサービスを受けることができる環境を整備

します。空き家対策につきましては、危険空き家の除却や、地域活性化のための跡地利用等が見込まれる空き家再生等推進事業を継続して実施してまいります。社会資本整備対策では、農業基盤整備、林道整備、道路新設改良など、計画的に進めるとともに、橋梁については、定期点検及び適切な維持修繕など、安全かつ適正な道路環境の維持補修を進めてまいります。また、災害復旧事業では、平成29年以降毎年発生しました豪雨災害の早期復旧を進めておりますが、令和2年度も引き続き、着実に復旧・復興に努めてまいります。水道事業については、引き続き広島県水道広域連携協議会において、経営安定と運営基盤の強化について協議を行ってまいります。また、下水道事業及び農業集落排水事業については、公営企業会計適用に向けて、移行への取り組みが示されたため、基本計画の策定など準備を進めてまいります。広島県下水道事業広域化・共同化検討会が設置されており、県及び市町が共同して、検討・協議を継続して行ってまいります。国土調査推進対策として、有効な土地利用を促進するため、国土調査法に基づき、引き続き計画的に事業を推進してまいります。最後に、施策の5つ目は、住民と行政が一体となって未来を創造するまちです。協働のまちづくり推進対策では、きたひろ学び塾について、今年度実施した各学部のプログラムの結果を踏まえ、参加者の意欲・関心を高め、多様化するニーズや地域課題の解決に向けた人材育成に引き続き取り組んでまいります。まちづくりの指針となる長期総合計画については、前期基本計画の各指標について効果検証を行い、後期の計画策定に向けて取り組んでまいります。また、町民の皆さんが主体となり、地域のあり方の方向性など議論を重ね、地域づくりの柱となる計画策定を行うなど、協働のまちづくりに向けた取り組みについて必要な支援を行ってまいります。まちづくりセンター建築工事は順調に進行しており、周辺整備についても順次進めています。複数の機能を兼ね備えた施設であることから、子どもから高齢者まで多世代の人が気軽に集い、自由な空間で、思いが叶うまちづくり活動の拠点として利用されるように整備しているところであります。スポーツをキーワードとした地方創生では、スポーツコミッションを創設し、スポーツと地域資源を組み合わせ、まちづくりや地域活性化につなげる取り組みを進めてまいります。ふるさと寄附を活用したきたひろ応援ファンド事業を継続して実施し、地域活性化を図ります。なお、企業版ふるさと納税については、町の魅力を最大限発揮できる事業の活用のため、積極的に働きかけてまいりたいと考えております。健全な行財政運営によるまちづくり対策として、町の財政状況については、広報誌、ホームページ等に掲載していますが、分かりやすい情報発信に努めるとともに、財務諸表の作成により、本町のあるべき姿が実現できる財政運営に取り組めます。公共施設等総合管理計画に基づく施設の更新、老朽化などの課題に対し、個別施設計画の評価に基づき、施設の特性や住民ニーズを踏まえ、関係者と協議しながら資産の有効活用と整理に継続的に努めてまいります。また、電子化による便利な行政サービスの提供や、PPP、官民連携の活用による包括業務委託や、RPA、業務改善の導入による定型業務の機械化など、住民サービスの向上や業務の効率化、コスト削減を図ってまいります。職員の人材育成につきましては、研修計画に沿って受講を促すとともに、人事評価を通じて、主体的な職務遂行や自己啓発を促し、能力の向上に努めてまいります。以上、令和2年度の町政運営に対する基本的な考え方と主要施策について、概要をご説明申し上げます。令和2年度一般会計の総額は148億8000万円、前年度比4億7000万円の増額、3.3%の増となりました。情報通信技術は日々進歩しており、多様なニーズに対応したモノやサービスの提供を実現できるSociety 5.0の社会は、人口減少、少子化、高齢化など、地方の社会的課題を克服し、地方で暮らす私た

ちの生活を変えていく可能性があります。令和2年度は、その一歩を踏み出す取り組みを進めてまいります。今後も、住んでみたい、住んでよかった、住み続けたいと思われる魅力のあるまち、未来につながるまちを見据えた協働のまちづくりを町民の皆様と実践してまいります。厳しい財政状況にありますが、持続可能なまちであるためには、安定した財政基盤であることが必要です。本町の課題である財政規模を縮小するため、歳出の削減、業務改善等による経費の節減、事業の見直しなど、財政健全化のための取り組みを継続し、持続可能な財政運営を進めてまいります。町民の皆様におかれましては、円滑な町政運営へのご理解、ご協力をお願いいたします。本定例会に提案申し上げております令和2年度予算案をはじめ、各種案件につきまして、十分ご審議をいただき、議決をいただきますようお願い申し上げます、私の施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮本裕之） これをもって、町長の施政方針を終わります。暫時休憩します。1時15分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 17分 休憩

午後 1時 15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） 再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第32 議案第27号 令和2年度北広島町一般会計予算から

日程第42 議案第37号 令和2年度北広島町水道事業会計予算

○議長（宮本裕之） 日程第32、議案第27号、令和2年度北広島町一般会計予算から、日程第42、議案第37号、令和2年度北広島町水道事業会計予算までを一括議題とします。以上、令和2年度予算関係11議案について、提案理由を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、令和2年度予算の概要につきまして、一括して説明します。別冊の令和2年度一般会計予算書をお願いします。議案第27号、令和2年度北広島町一般会計予算です。本案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ148億8000万円とするものです。地方債については、第2表において借入限度額を11億4636万3000円と定め、また、一時借入金については、借り入れの最高額を20億円と定めるものです。別冊の令和2年度特別会計予算書をお願いします。議案第28号、令和2年度北広島町国民健康保険特別会計予算です。本案は、北広島町国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2100万円とするものです。また、一時借入金については、借り入れの最高額を2億円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第29号、令和2年度北広島町下水道事業特別会計予算です。

本案は、北広島町下水道事業特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ10億2000万円とするものです。地方債については、第2表において借入限度額を1億9790万円と定め、また一時借入金については、借り入れの最高額を1億5000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第30号、令和2年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算です。本案は、北広島町農業集落排水事業特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億4600万円とするものです。また一時借入金については、借り入れの最高額を2000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第31号、令和2年度北広島町介護保険特別会計予算です。本案は、北広島町介護保険特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ29億3000万円とするものです。また一時借入金については、借り入れの最高額を1億円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第32号、令和2年度北広島町電気事業特別会計予算です。本案は、北広島町電気事業特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ8300万円とするものです。また一時借入金については、借り入れの最高額を1000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第33号、令和2年度北広島町芸北財産区特別会計予算です。本案は、北広島町芸北財産区特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ50万円とするものです。また一時借入金については、借り入れの最高額を30万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第34号、令和2年度北広島町診療所特別会計予算です。本案は、北広島町診療所特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億500万円とするものです。また地方債については、第2表において借入限度額を290万円と定め、一時借入金については、借り入れの最高額を3000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第35号、令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算です。本案は、北広島町情報基盤整備事業特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億1100万円とするものです。地方債については、第2表において借入限度額を1000万円と定め、また一時借入金については、借り入れの最高額を2億5000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第36号、令和2年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算です。本案は、北広島町後期高齢者医療特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億600万円とするものです。一時借入金については、借り入れの最高額を2000万円と定めるものです。次に、別冊の令和2年度北広島町水道事業会計予算書をお願いします。議案第37号、令和2年度北広島町水道事業会計予算です。本案は、第3条の収益的収入の予算額を6億533万円、収益的支出の予算額を4億9967万1000円とし、第4条の資本的収入の予算額を5000万円、資本的支出の予算額を2億6800万8000円とするものです。第5条において企業債の限度額を5000万円とし、第6条において一時借入金の借入限度額を5000万円と定め、第7条において予定支出の各項の経費の金額を流用することができる経費、第8条において議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第9条において他会計からの補助金の金額を定めるものです。以上、予算議案11件につきまして、ご審議の上、議決をいただきますようよろしく願いをいたします。

○議長（宮本裕之） これをもって、令和2年度北広島町予算関係11議案の提案理由の説明を終わります。以上11議案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第43 発議第1号 予算審査特別委員会の設置について

- 議長（宮本裕之） 日程第43、発議第1号、予算審査特別委員会の設置についてを議題とします。ただいま提案のありました議案第27号から議案第37号までの令和2年度北広島町予算関係11議案については、先の議会運営委員会で協議が行われ、予算審査特別委員会を設置し、審査を付託するよう決定されました。従って、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。従って、令和2年度北広島町予算関係11議案については、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。なお、予算審査特別委員会の委員長に、4番、湊議員、副委員長に、9番、亀岡議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。従って、予算審査特別委員会委員長に、4番、湊議員、副委員長に、9番、亀岡議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第44 同意第1号 北広島町教育委員会委員の任命の同意について

- 議長（宮本裕之） 日程第44、同意第1号、北広島町教育委員会委員の任命の同意についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 議案集の102ページをお願いします。同意第1号、北広島町教育委員会委員の任命の同意について説明します。本年3月の任期満了に伴い、次の方を教育委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、町議会の同意を求めるものです。広島県山県郡北広島町才乙1318番地、菅川知由さんです。同意についてよろしくをお願いします。
- 議長（宮本裕之） これで、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、同意第1号、北広島町教育委員会委員の任命の同意についてを採決します。本件については、これに同意することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、同意第1号、北広島町教育委員会委員の任命の同意については、同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第45 同意第2号 監査委員の選任の同意について

- 議長（宮本裕之） 日程第45、同意第2号、監査委員の選任の同意についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 議案集104ページをお願いします。同意第2号、監査委員の選任の同意について説明します。本年3月の任期満了に伴い、次の方を監査委員に任命することについて、

地方自治法第196条第1項の規定により、町議会の同意を求めるものです。広島県山県郡北広島町春木1569番地1、山根千昭さんです。同意についてよろしくお願ひします。

- 議長（宮本裕之） これで、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、同意第2号、監査委員の選任の同意についてを採決します。本件については、これに同意することに賛成の方は挙手願ひします。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、同意第2号、監査委員の選任の同意については、同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第46 同意第3号 北広島町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

- 議長（宮本裕之） 日程第46、同意第3号、北広島町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 議案集106ページをお願いします。同意第3号、北広島町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について説明します。本年3月の任期満了に伴い、次の5人の方を北広島町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、町議会の同意を求めるものです。広島県山県郡北広島町細見42番地、松本喜久雄さん。同じく北広島町大朝1585番地1、前川実さん。同じく北広島町川戸4145番地、友田伸江さん。同じく北広島町川戸4383番地、田中正基さん。同じく北広島町阿坂4516番地1、竹村圭司さんです。以上、同意についてよろしくお願ひします。
- 議長（宮本裕之） これで、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、同意第3号、北広島町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを採決します。本件については、松本喜久雄さん、前川実さん、友田伸江さん、田中正基さん、竹村圭司さんを選任することに同意する方は挙手願ひします。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、同意第3号、北広島町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意については、同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第47 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

- 議長（宮本裕之） 日程第47、諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 議案集109ページをお願いします。諮問第1号、人権擁護委員の推薦について説明します。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の方を人権擁護委員の候補者

として法務大臣へ推薦したいので、町議会の意見を求めるものです。広島県山県郡北広島町今吉田1810番地1、金田恵美子さんです。よろしくお願いします。

○議長（宮本裕之） これで、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。お諮りします。諮問第1号、人権擁護委員の推薦については、金田恵美子さんを適任とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。従って、諮問第1号、人権擁護委員の推薦については、適任とすることに決定いたしました。以上で、本日の日程は全部終了しました。次の本会議は、3月16日午前10時から一般質問の予定となっていますので、よろしくお願いいたします。本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 36分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~